

### 第33 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 宿舍の使用料の算定に当たり、各戸専用の給排水設備等が設置されていて世帯用宿舍と設備の差異がない単身者用宿舍を減額調整の対象としないことにより、使用料を適切なものとするよう改善させたもの

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 科 目                                   | (建設勘定) (款)業務外収入 (項)業務外収入<br>(海事勘定) (款)業務外収入 (項)業務外収入<br>(助成勘定) (款)業務外収入 (項)業務外収入 |
| 部 局 等                                 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  |
| 減額調整の概要                               | 単身者用宿舍の使用料について、宿舍の延べ面積に応じて定められた基準使用料から100分の30を乗じた額を減額するもの                        |
| 検査の対象とした単身者用宿舍の戸数                     | 893戸(平成20年12月末現在)  |
| 上記に係る宿舍使用料の徴収額                        | 1億4599万余円(平成15年10月分から20年12月分まで)  |
| 上記のうち宿舍使用料の算定に当たって考慮すべき設備上の差異がないものの戸数 | 775戸   |
| 上記に係る宿舍使用料の徴収額                        | 1億3245万余円  |
| 上記について減額調整を行わないものとして算定した場合の宿舍使用料の増加額  | 5671万円   |

#### 1 宿舍の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は宿舍規程(平成15年機構規程第58号)等に基づき、役職員に貸与する宿舍を管理運営しており、その戸数は平成20年12月末現在で、独身職員等単身者である職員を居住させるための宿舍(以下「単身者用宿舍」という。)が893戸、それ以外の世帯を居住させるための宿舍(以下「世帯用宿舍」という。)が427戸、計1,320戸となっている。

機構が貸与する上記宿舍の使用料は、宿舍規程及び宿舍の使用料の算定等に関する規程(平成15年機構規程第59号。以下「算定規程」という。)に基づき、宿舍の延べ面積や当該宿舍の所在地に応じて定められた1㎡当たりの基準使用料(以下「基準使用料」という。)に、当該宿舍の延べ面積を乗じて算定することなどとなっている。そして、基準使用料は、宿舍建築後の経過年数や設備の差異等に応じて、その額に調整を加えることとなっており、単身者用宿舍については建築後の経過年数に基づき調整した基準使用料の額から更に100分の30を乗じた額を減額する調整を加えることとなっている(以下、単身者用宿舍に係る基準使用料の調整を「減額調整」という。)

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、機構が管理運営している単身者用宿舎 893 戸について、宿舎使用料の算定は適切に行われているかなどに着眼して、機構設立以降の 15 年 10 月分から 20 年 12 月分までの宿舎使用料計 1 億 4599 万余円を対象として、本部及び九州新幹線建設局において、単身者用宿舎の使用料の徴収実績等に関する書類及び単身者用宿舎の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(本件の検査の背景等については、後掲 867 ページの「独立行政法人及び国立大学法人が管理運営する福利厚生施設等の状況について」参照)

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、機構は、前記の単身者用宿舎の使用料の算定に当たり、前記のとおり、減額調整を行うこととしていた。

減額調整に係る規定は、機構の前身である旧日本鉄道建設公団が 5 年 9 月に定めた「宿舎の使用料の算定等に関する達」(平成 5 年総裁達第 21 号)において、当時、同公団が管理していた単身者用宿舎の多くが世帯用宿舎と異なり各戸専用の給排水設備、入浴設備、便所及びガス設備(以下「給排水設備等」という。)を設置していなかったことから、同公団において世帯用宿舎とこのようにした設備の差異を考慮して設定されていたものを、機構においても引き続き設定したものである。

しかし、近年、機構は単身者用宿舎の快適性及び利便性を考慮して、各戸専用の給排水設備等を設置した単身者用宿舎の整備を図ってきており、各戸専用の給排水設備等のすべてが設置されていて世帯用宿舎との設備の差異がない単身者用宿舎が 893 戸のうち 775 戸(単身者用宿舎全体の 86.8%)見受けられた。そして、これら 775 戸に係る 15 年 10 月分から 20 年 12 月分までの宿舎使用料の徴収額は計 1 億 3245 万余円となっていた。

上記 775 戸の単身者用宿舎については、宿舎使用料の算定に当たって考慮すべき世帯用宿舎との設備上の差異はないことから、減額調整する必要はなく、これを一律に減額調整を行って徴収している事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

### (宿舎使用料の増加額)

各戸専用の給排水設備等が設置されている前記の単身者用宿舎 775 戸について、減額調整を行わないものとして、15 年 10 月分から 20 年 12 月分までの宿舎使用料の額を算定すると計 1 億 8917 万余円となり、前記の徴収額計 1 億 3245 万余円に比べて 5671 万余円が増加することになると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、単身者用宿舎について設備の充実が図られているのに、その実態を把握しないまま、算定規程における単身者用宿舎の使用料に関する規定を見直してこなかったことによると認められた。

## 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、21 年 8 月に算定規程を改正して、各戸専用の給排水設備等が設置されている単身者用宿舎の使用料について減額調整を行わないこととし、22 年 4 月から適用することとする処置を講じた。

(2) 橋りょう上部工工事における橋面防水工費の積算を市場価格調査を行うなどして適切なものとするよう改善させたもの

|                 |  |
|-----------------|--|
| 科 目             | (建設勘定) (項)業務経費   |
| 部 局 等           | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北陸新幹線建設局                                  |
| 工 事 名           | 「北幹、夜間瀬川B他」等 11 工事   |
| 工 事 の 概 要       | 消雪のために散水した水がプレストレストコンクリート桁 <sup>けた</sup> の内部に浸透しないように橋面防水工を施工するなどの工事 |
| 工 事 費           | 180 億 7552 万余円   |
| 請 負 人           | 4 会社、7 共同企業体   |
| 契 約             | 平成 18 年 3 月～21 年 3 月 一般競争契約  |
| 橋面防水工費の積算額      | 2 億 0412 万余円(平成 17 年度～20 年度)   |
| 低減できた橋面防水工費の積算額 | 3690 万円(平成 17 年度～20 年度)  |

1 工事の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、新幹線鉄道の建設工事の一環として、橋りょう工事を多数実施しており、特に積雪量の多い地域では、橋りょう上部工工事において、軌道等にスプリンクラーで散水して消雪するなどの雪害対策を実施することとしている。

そして、散水に当たっては、橋りょうのプレストレストコンクリート桁<sup>けた</sup>の上面等(以下「橋面」という。)に水が流下することになることから、機構は、橋面を流下する水がコンクリートに浸透することによって桁内部に挿入されている鋼材が腐食しないように、橋面に防水材料を塗布する橋面防水工を施工することとしている。

北陸新幹線建設局(以下「北陸局」という。)は、平成 17 年度から 20 年度までの間に、11 橋りょう工事(工事費総額 180 億 7552 万余円)において、上記の橋面防水工を施工している。これらの 11 工事に係る予定価格の積算について、北陸局は、機構本社制定の「土木関係積算標準・積算要領」(以下「要領」という。)に基づいて行っており、要領によれば、材料費等については、機構の支社等が制定している材料単価表に記載されている単価を使用して積算することなどとなっている。そして、北陸局は、橋面防水工に使用する防水材について、材料単価表にその単価が記載されていないことから、物価資料(刊行物である積算参考資料をいう。以下同じ。)に掲載されている公表価格 1 m<sup>2</sup>当たり 3,800 円(労務費等を含む。)を採用するなどして、上記の 11 工事における橋面防水工費を 2 億 0412 万余円(施工面積計 53,896 m<sup>2</sup>)と積算していた。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

橋面防水工は、上記のとおり、北陸局において多数施工されていて、その施工費も多額に上っている。

そこで、本院は、北陸局において、経済性等の観点から、橋面防水工費の積算が適切なものとなっているかなどに着眼して会計実地検査を行った。検査は、前記の 11 工事における橋面防水工費計 2 億 0412 万余円を対象として、設計図書、物価資料等の書類を確認するな

どの方法により行った。

**(検査の結果)**

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

すなわち、要領には公表価格の取扱いに関する規定がなく、北陸局は、橋面防水工費の積算に当たり、前記のとおり、物価資料に掲載されている公表価格をそのまま採用するなどしていた。

しかし、物価資料によれば、公表価格は、メーカー等が発表している価格をそのまま掲載したもので、実際の取引では値引きされることがあるとして、利用する際には注意が必要である旨が明記されており、市場における実際の取引価格(以下「市場価格」という。)は公表価格からは相当額の値引きがあり得るものと想定された。

現に、国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書」においては、公表価格はメーカー等の販売希望価格であり、市場価格と異なるため、積算に用いる単価としないとしている。

そして、本院の検査を踏まえて、機構が21年8月に橋面防水工費の市場価格について特別調査<sup>(注)</sup>を実施した結果を見ても、その価格は、同時期での物価資料に掲載された公表価格(1㎡当たり3,800円)を20%程度下回るものとなっていた。

したがって、北陸局において、橋面防水工費の積算に当たり、物価資料に掲載されている公表価格をそのまま採用するなどしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

**(低減できた橋面防水工費の積算額)**

上記により、本件各工事における橋面防水工費について、機構が実施した前記の特別調査の結果に基づく市場価格により修正計算すると、1億6717万余円となり、前記の積算額2億0412万余円を約3690万円低減できたと認められた。

**(発生原因)**

このような事態が生じていたのは、機構本社において、要領に公表価格の取扱いに関する規定を整備していなかったこと、また、北陸局において、公表価格は市場価格と異なることについて十分に理解していなかったことなどによると認められた。

**3 当局が講じた改善の処置**

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、21年9月に要領を改正して、物価資料に掲載されている公表価格は市場価格と異なるため積算に用いる単価としないものとして、特別調査を行うなどして単価を決定することを明示するとともに、支社等に対して通知を発して、同月以降積算する工事から適用する処置を講じた。

(注) 特別調査 材料単価の決定に当たり、物価調査機関に特定の品目を指定して市場価格を調査させるものをいう。

(3) 技術業務委託契約の積算に当たり、技術者の職種を業務内容に応じて適切に選定することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの

|          |  |
|----------|--|
| 科目       | (特例業務勘定) (項)特例業務関係経費   |
| 部局等      | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業東日本支社、国鉄清算事業西日本支社(平成20年3月31日以前は同機構国鉄清算事業本部の東日本支社、西日本支社) |
| 契約名      | 技術業務委託契約   |
| 契約の概要    | 旧日本国有鉄道等から承継した土地等を処分するに当たり、鉄道施設の撤去・移設等の工事の施工を管理するなどの業務の一部を行わせるもの                   |
| 契約の相手方   | 5会社  |
| 契約       | 平成19年4月、7月、11月、20年4月、5月、12月<br>一般競争契約、随意契約   |
| 契約額      | 16億2676万余円(平成19、20両年度)   |
| 節減できた委託費 | 3390万円(平成19、20両年度)   |

1 委託契約の概要

(1) 技術業務委託契約の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、旧日本国有鉄道清算事業団等が行ってきた国鉄清算事業を平成15年10月以降引き継いで行っており、その一環として、旧日本国有鉄道等から承継した土地等の処分を行っている。そして、機構の国鉄清算事業東日本支社及び国鉄清算事業西日本支社(20年3月31日以前は機構国鉄清算事業本部の東日本支社及び西日本支社。以下「両支社」という。)は、これらの土地等を処分するに当たり、鉄道施設の撤去・移設等の工事を多数施行している。

両支社は、上記の工事の施工を管理するなどの業務の一部(以下「施工管理等業務」という。)を技術業務委託契約により業者に委託して実施している。そして、19、20両年度に両支社が締結した技術業務委託契約は22契約となっており、委託費は16億2676万余円となっている。

技術業務委託契約により委託する施工管理等業務の内容は、同契約の示方書によれば、①工事实施計画に係る施工計画、工事工程の検討、②部外との協議、③設計変更に係る図面、数量計算書等の取りまとめ、④使用材料の品質確認、設計図書との現場照合、現場巡回指導、⑤各種関係資料の作成又は収集・整理等となっている。

そして、施工管理等業務に従事する技術者は、管理技術者と管理員とに区分され、管理技術者は、両支社と業務の履行状況等について打合せを行うとともに管理員が行う業務が適切に行われるよう管理員を指揮監督し、管理員は、管理技術者の指揮監督の下で業務を適正に実施するものとされている。

(2) 委託費の積算

両支社は、技術業務委託契約を締結するに当たり、機構の前身の一つである旧日本鉄道建設公団の関東支社が12年5月に作成した「技術業務委託積算基準(案)」に準拠して、業

務に直接従事する技術者の人件費である直接人件費に諸経費等を加えるなどして委託費を積算している。

そして、直接人件費は、「設計業務委託等技術者単価」(国土交通省決定)における技術者単価を基にして算出することとされており、この際に適用する技術者の職種は、管理技術者については「技師(A)」を、管理員については、業務内容により選定するものとし、「技師(C)」及び「技術員」の組合せを標準とするとされている。

このうち「技師(C)」は上司の包括的指示の下に一般的な定型業務を担当したり上司の指導の下に高度な定型業務を担当したりするものとされており、また、「技術員」は上司の指導の下に一般的な定型業務の一部を担当したり補助員を指導して基礎的資料を作成したりするものとされている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、技術業務委託契約に係る委託費の積算は実際の業務内容等に基づいて適切に行われているかなどに着眼して、両支社において、19、20両年度に締結された前記の22契約を対象として、契約書、示方書、積算書、業務実施報告書等の書類により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

両支社は、施工管理等業務に従事する管理員について、すべて「技師(C)」の職種を適用して委託費を積算していた。

しかし、業務実施報告書等によれば、管理技術者の指揮監督の下で管理員が実施している実際の業務は、設計・積算や部外との協議・調整等に必要な資料の収集・整理、使用材料の品質確認、設計図書との現場照合、現場での各種立会い等がかなりの部分を占めていた。そして、これらの業務は、工事全体に係る施工計画、工事工程の検討のように技術的に高度な業務等ではなく、基礎的資料を作成したり上司の指導の下に一般的な定型業務の一部を担当したりするものであることから、「技術員」の職種を適用すれば足りると認められた。

現に、新幹線鉄道の建設工事等に係る施工管理等の業務を委託して実施している機構鉄道建設本部の東京支社等においては、同業務の委託費の積算に当たり、上記の各業務と同様の業務については、適用する職種を「技術員」として積算している状況であった。

したがって、技術業務委託契約に係る委託費の積算に当たり、実際の業務内容等を考慮せず、施工管理等業務に従事するすべての管理員について適用する職種を「技師(C)」として委託費を積算している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

### (節減できた委託費)

上記のことから、技術業務委託契約について、管理員が実施する業務のうちで「技術員」の職種を適用すれば足りると認められる業務については、適用する職種を「技術員」として前記の22契約の委託費を修正計算すると15億9285万余円となり、前記の委託費16億2676万余円を約3390万円節減できたと認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構本社において、国鉄清算事業に係る技術業務委託契約について「技術員」の職種を適用すれば足りると認められる業務の内容を具体的に示して

おらず、また、このような業務については適用する職種を「技術員」として委託費を積算することについて周知徹底していなかったこと、両支社において、管理員が実施する実際の業務内容についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、21年9月に関係部局に通知を発して、国鉄清算事業に係る技術業務委託契約において管理員が実施する業務のうち、「技術員」の職種を適用すれば足りると認められる業務の内容を具体的に示すとともに、委託費の積算に当たっては、管理員が実施する実際の業務内容を十分に検討した上で適切な職種を適用して積算するよう周知徹底を図り、同年10月以降の契約から適用する処置を講じた。